

駿府城跡天守台野外展示 VR・AR制作業務仕様書
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

静岡市では、駿府城跡天守台の野外展示、ガイダンス施設を整備するとともに最新のデジタル技術によって駿府城をよみがえらせ、更に既存の施設と連携することで、駿府城公園周辺を、歴史資源を活用しながら、その価値を未来へ継承する場として活性化させて行こうとしている。(別紙「駿府城エリアのイメージ」参照。)

この一連の取組のなかでVR・ARコンテンツ等制作業務は、ありし日の駿府城の姿やその歴史を市民や観光客に分かりやすく伝えるためのコンテンツなどを作成するもので、VRはガイダンス施設、ARは野外展示周辺や近隣の展望施設などでの活用を予定している。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 観文歴委第2号 駿府城跡天守台野外展示VR・AR制作業務

(2) 業務内容

別紙「駿府城跡天守台野外展示VR・AR制作業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとお
り

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月16日(月)まで

(4) 契約上限金額

80,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※仕様書記載の業務を実施するための一切の経費を含む。

※この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払方法

業務完了後の一括払い。

(6) その他

受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務すべての履行を再委託することは禁止とする。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行(徴収)日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(3) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の

- 配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中ではないこと。
- (5) 国税及び静岡市税の滞納がないこと。
- (6) 国または地方公共団体及びそれらの運営団体等から、過去10年以内に業務を受注し、歴史的建築物を高精細コンピューターグラフィックスにより再現し、かつそれを活用したVRコンテンツを制作した実績を有していること。
- (7) 複数の団体により構成される共同事業体（以下「共同事業体」という。）の参加も可能するが、共同事業体で応募する場合は、以下の点について留意すること。なお、単に業務提携しているものは除外する。
- ①参加予定の共同事業体として、上記（1）から（6）の条件を満たしていること。
 - ②単独で応募した団体は、他の共同事業体の構成員になることはできない。
 - ③複数の共同事業体において、同時に構成員になることはできない。
 - ④共同事業体の構成団体の変更は認めない。ただし、市が特に理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - ⑤代表となる団体には、他の業務の共同事業体で業務全体を総括管理した経験があること。
 - ⑥共同事業体で応募する場合は、以下の書類を提出すること。
 - ・共同事業体の構成員及びそれぞれの役割を記載した書類（書式は任意）
 - ・代表となる団体が過去に共同事業体で業務全体の総括管理した事例を記載した書類（書式は任意）
 - ・共同事業体協定書の写し
 - ・下記の5（2）から（7）の全ての書類（構成員となる全ての団体のもの）

4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
公告	令和7年4月4日（金）	
プロポーザル説明会	令和7年4月11日（金） 10時30分から12時まで	会場：静岡市役所 静岡庁舎 新館17階171会議室 申込：4月10日（木）17時までに電子メールで申し込み。 ※説明会への参加はプロポーザル参加の必須要件ではない。
質問受付	令和7年5月2日（金） 12時まで	質問書【様式5】に記載の上、電子メールで提出する。電話・FAX等での質疑応答は行わない。
質問に対する回答	令和7年5月9日（金） 17時まで	質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開する。
企画提案書提出（プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む）	令和7年5月16日（金） 17時まで（必着）	郵送又は持参すること。 提出場所：静岡市観光交流文化局 歴史文化課（静岡市役所 静岡庁舎 新館16階）
書類選考（1次選考）	令和7年5月19日（月）から 令和7年5月21日（水）まで	書類選考により3者程度とする。 応募者が3者に満たない場合、書

		類選考は行わない。
書類選考（１次選考）審査結果通知	令和７年５月２２日（木）	審査結果を文書で通知する。 選考した者には、プレゼンテーションの参集時刻及び開催場所を通知する。
プレゼンテーション（２次選考）	令和７年５月２９日（木）	会場：静岡市役所 静岡庁舎 新館９階特別会議室
最終審査結果の通知	令和７年５月３０日（金）以降	プレゼンテーション（２次選考）を参加者全てに通知する。
最終審査結果の通知後、速やかに選定されたものと随意契約の手続きを行う。		

５ 提出書類等

- （１） プロポーザル参加申請書【様式１】（１部）
- （２） 会社概要書【様式２】（１部）
- （３） VR制作等実績報告書【様式３】（１部）
- （４） 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式４】（１部）
- （５） 商業登記簿謄本（直近３か月以内のもの １部）※コピー可
- （６） 貸借対照表、損益計算書（直近１年度分 １部）※コピー可
- （７） 納税証明書（直近のもの １部）
 - ① 国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納のない証明書
 - ② 市税：静岡市に納税義務がある場合、法人市民税及び固定資産税の証明書
- （８） 企画提案書
 - ① 紙媒体 10 部
 - ② 電子媒体（CD-R又はDVD-R）１部
※電子媒体のファイル形式は、MicrosoftWord、MicrosoftPowerPoint、MicrosoftExcel、PDF 形式とする。
- （９） 見積書（１部）
事業実施に係る経費の内訳がわかるもの。様式は任意。
最終審査結果の通知後、改めて見積執行を行うため、この金額が契約額となるものではないことに留意すること。

６ 企画提案書について

- （１） 企画提案を求める事項
企画提案書は仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要と考える取組や手法等を具体的に記載すること。
また、企画提案審査基準（別紙）の「評価項目」に沿って提案内容を記載すること。
- （２） 書式等
 - ① 用紙サイズはA４判横を基本とし、横書き、片面印刷とする。
 - ② 提案書のページ数制限はないが、20 分で説明できる内容とする。
 - ③ 書類は散逸しないように綴る。
 - ④ 表紙に「駿府城VR・AR制作業務 企画提案書」と記載する。
- （３） その他留意事項

- ① パンフレット等の参考資料があるときは、それらも 10 部提出する。
- ② 専門用語には注釈をつけるなど、わかりやすい表現で記載する。
- ③ 企画提案書の提出は、1 者につき 1 提案とする。
- ④ プロポーザルは受託候補者の選定を目的とするものであり、契約後、必ずしも提案内容に沿って業務を実施するものではない。

7 書類選考（1次選考）

（1）実施方法等

- ① 提出された企画提案書等の書類について、事務局にて評価し、3 者程度を選考する。
- ② 企画提案審査基準（別紙）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数により審査する。
- ③ 応募者が 3 者に満たない場合は、書類選考を行わない。

（2）書類選考結果の通知

全ての参加者に選考結果を通知する。

8 プレゼンテーション（2次選考）

（1）実施日（再掲）

令和 7 年 5 月 29 日（木）（詳細な時間は、別途通知する。）

（2）開催場所

静岡市役所 静岡庁舎 9 階 特別会議室（静岡市葵区追手町 5 番 1 号）

（3）実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の日安は次のとおりとする。
 - ア 準備：5 分
 - イ 説明：20 分以内（VR 映像の上映を含む。）
 - ウ 質疑応答：15 分以内
- ② 説明は提出期限までに提出した企画提案書及び企画提案書に基づいた Microsoft PowerPoint 資料等を用いて行うこと。また、評価者が提案者の技術力を確認するため、過去に自社で作成した VR 映像（3 分程度）を上映すること。
- ③ プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する者が行うこと。
- ④ プレゼンテーションの出席者は、4 名以内とする。
- ⑤ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参すること。
- ⑥ プロジェクタ、スクリーン等は事務局が用意する。
- ⑦ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。

（4）評価者

本市が設置するプロポーザル審査委員会における委員が評価者となる。

（5）企画提案の評価

企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙）に基づき項目ごとに数値化して採点し、評価者の採点の合計が最も高かった者を本委託業務の契約予定者とする。

なお、最高得点が複数あった場合は、見積金額の低いものを選定する。見積金額も同額であった場合は、くじ引きで選定する。

(6) その他

提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとする。

いずれかの審査員が1以上の評価項目に3点未満の評価点を付した場合は、契約予定者としていない。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合
- (2) プレゼンテーションの集合時刻に連絡なく集合しなかった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合

10 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しない。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地域を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 制作するVRコンテンツに関する著作権は、発注者である静岡市に帰属するが、著作物の内容、表現等に変更を加えるときはあらかじめ制作業者の承諾を必要とする。また、本著作物を利用するにあたっては、製作者の表示をしなければならない。

11 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

契約候補者に選定されなかったものは、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により、説明を求めることができる。

(1) 受付時間

午前9時00分から午後5時15分まで（休日及び正午から午後1時00分を除く。）

(2) 説明要求に対する回答

説明要求に対する回答は、原則として、その説明を受けることができる期間の末日の翌日から起算して3日以内に、説明を求めた者に対して書面で行う。なお、書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

12 事務局（書類提出・問合せ先）

実施要領 5 に定める必要書類を下記まで持参又は郵送・宅配便により提出すること。

提出期限は令和 7 年 5 月 16 日（金）17 時まで。（再掲）

〒420-8602

静岡県静岡市葵区追手町 5 番 1 号（静岡市役所 静岡庁舎 新館 16 階）

静岡市観光交流文化局歴史文化課 駿府城エリア活性化係 担当者：松下 芝原

電 話：054-221-1085

メール：rekibun@city.shizuoka.lg.jp

(別紙)

企画提案書審査基準

	評価項目	評価内容	評価点	倍率	配点
基本事項	①企画の方向性	趣旨を理解し、提案に反映されているか。	1～5点	× 2	10点
	②業務体制	業務を適切かつ着実に実施できる運営能力、実績を持つ人員が配置されているか。		× 1	5点
	③業務スケジュール	適切なスケジュールとなっているか。		× 1	5点
業務内容	④歴史的建築物の理解	歴史的建築物や文化財等の歴史的、建築的な知識を有しているか。		× 4	20点
	⑤CG作成の技術（質）	高精細なCGを作成する技術を有しているか。 ※動画にした際に4K相当に対応できるもの		× 4	20点
	⑥VR・AR制作の提案	高精細なCGを効果的にVR・ARで活用する提案がなされているか。		× 4	20点
	⑦独自の提案	制作過程での情報発信や若手人材の育成など仕様書にない効果的な提案がなされているか。		× 4	20点
合 計				100点	

平成3年に駿府公園基本計画・基本設計を策定、平成17年の再評価を経て、歴史遺産の保存・再整備を念頭に置きながら公園としての魅力を高める整備を実施してきました。計画策定から30年が経過しましたが、これからはさらに時代の動向を踏まえ、歴史ある駿府城の魅力を最大限に引き出し、その価値を活かして観光客をお迎えします。また、市民が日常的に楽しめる空間、イベントを開催しやすい空間にも配慮しながら、災害時の広域避難地としての役割も果たしていきます。

駿府城跡天守台野外展示施設

天正時代・慶長時代の天守台を保全整備します！
異なる2つの時代の天守台を同じ場所で見られるのは全国でも珍しい事例です！

野外展示西側

天守台野外展示

管理・ガイダンス施設

野外展示への理解を深めるVRシアターのほか、展示室や管理施設を整備します。



整備イメージ

訪れていただいた方が、歴史を楽しく体感し、歴史散策を楽しめるよう、デジタル技術を用いて高精細な天守のVR・AR映像を制作・活用します！！



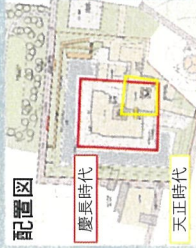
紅葉山庭園茶室

茶室での料理提供が可能になるよう、調理場を整備しました！
日本建築の伝統美を感じる数寄屋造りの茶室を食事会や会議・研修などにご利用いただけます♪



24席のレイアウト
▼40席まで配置可能

四季折々の景色の中で、特別なひと時を...



配置図



ライトアップも検討中！

現在の駿府城公園周辺



本丸広場

以前より広く、快適な空間にするため、下記の整備を予定しています。

- ◎ 内堀の発掘土を沈床園に移し、芝生広場を整備
- ◎ 過密な植栽環境を改善し、利用者の安全を確保するため、支障木や枯損木を整理し、健全な樹木を育成
- ◎ 中央部の園路は現在の丸い形状を改め、家康公が築いた本丸堀(内堀)のラインを踏まえた直線的な形状とし、歴史的景観を再現



中央部 園路イメージ



現在の園路は、歴史を城跡を意識した角ばった園路にし、広場の使い勝手が向上します！

